

(抄訳)

AIG は、税金資産保護プランを採用

ニューヨーク 2011年3月9日— アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は本日、AIGの取締役会が、AIGの重要な税金資産を保護するために策定された税金資産保護プラン（「本プラン」）を採用したことを公表しました。本プランは重要な租税属性を有するその他の公開会社が採用している税務便益保護プランに類似しています。2010年12月31日付で、AIGは、米国連邦正味営業損失の繰延約323億ドル（キャピタル・ロスの繰延として278億ドル、および、外国税額控除の繰延として約46億ドル）を計上しました。

AIGの会長であるロバート・S・ミラーは次のようにコメントしました。「本プランは、AIG有価証券に関連した行為による、意図せぬ『所有権の変更』が生じる可能性を低めることによって、AIGの貴重な税金資産を保護するよう策定されています。米国財務省がAIGにおける持分を減少させていく中、本プランは特に重要となってきました。」

内国歳入法382条および関連する内国歳入庁宣言に規定される「所有権の変更」があった場合、AIGは、租税属性の利用を大幅に制限される可能性があります。一般的に、所有権の変更は、AIGの1人以上の「5パーセント株主」（内国歳入法に定義される）のAIGに対する所有割合（金額ベース）が、3年間のうちに当該株主の最低所有割合から50パーセント以上増加（累積ベースで算出される）した場合には生じます。

本プランの一環として、AIGの取締役会は本日、発行済みの一株額面2.50ドルのAIGの普通株式（「AIG普通株式」）一株につき、一個の優先株引受権（「本件権利」）の配当宣言を行いました。本件権利は、権利確定日である2011年3月18日付けの株主名簿上のAIG普通株式の株主に交付されることができます。

本プランは、何者についても5パーセント株主になることを抑制することによって、AIGにおいて所有権の変更が生じる可能性を減少させるように策定されています。但し、本プランがAIGにおいてこのような所有権の変更が生じることを阻止できる保証はありません。AIGは、AIGの重要な税金資産を保護するためにその他の手段を講じる可能性もあります。

AIGの取締役会は、特定の状況下において、AIG有価証券の取得について本プランの規定の適用を免除する裁量権を有します。本プランは、AIGの取締役会によって、随時修正されることができます。AIGは、次回の定時株主総会において株主に対し、本プランの採択を要求する予定です。本件権利を付与したことにより、AIGの報告済み一株当たり利益は影響を受けず、AIGまたはAIGの株主がこれによって課税されることもありません。

本プランに関する追加情報は、AIGがSECに提出した様式8-Kおよび様式8-Aによる登録届出書に記載されています。

#

本プレスリリースには、1995年私募証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act of 1995) において意味するところの「将来の見通しに関する記述」が含まれています。かかる記述は、将来における事象に関するAIGの考えを反映しており、AIGの予測に基づいています。かかる記述は、リスクおよび不確実性にさらされています。米国の証券法が要求する重要な情報の開示につきAIGが引続き負う義務を除き、AIGは将来の見通しに関する記述につき、本プレスリー

スの日付以降に生じた事象および状況を反映させるために新たな情報を提供する予定はありません。